

県南広域振興局長告示第82号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年7月9日

県南広域振興局長 小 島 純

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312600026	居宅介護支援センターやすらぎ	西磐井郡平泉町平泉字片岡94番地30	令和6年6月30日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312600026	居宅介護支援センターやすらぎ	西磐井郡平泉町平泉字片岡94番地30	令和6年6月30日

3 行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312600026	居宅介護支援センターやすらぎ	西磐井郡平泉町平泉字片岡94番地30	令和6年6月30日